小笠原 世界自然遺産だより

第8号
2026年3月

2026年は遺産登録15周年!!

令和８年４月から 動物の持込み申告が義務化されます

「小笠原村愛玩動物の適正な飼養及び管理に関する条例（ペット条例）」では、大きく４つのルールを定めています（右図参照）。

令和３年４月から、ルール１と２を開始して、令和６年10月からルール３「持込み申告」制度を試行してきましたが、令和８年４月１日より正式に施行することになりました。

４月からは、持込み申告が義務となります。

みなさん、忘れずに申告しましょう。

動物を小笠原村に持ち込む場合の流れ

Step1　乗船より前の日　LoGoフォームや申請書にて申告

申告書の場合は、村役場環境課に電子メール・ＦＡＸ・郵送・持参により提出してください。

持込み申告
LoGoフォーム

Step2　乗船日　「申告窓口」で申告証明書を受け取る

竹芝客船ターミナルチェックインカウンター横に「申告窓口」を毎便設置しています。

Step3　乗船

ルール１　正しく飼って、逃げないようにしよう。

- 逃がさないようにしよう
- みだりに餌やりしないようにしよう

- ペットのことをよく理解しよう
- 清潔にしてあげよう
- さいごまで飼おう
- ペットがどこのだれか、わかるようにしよう

- 管理できない繁殖はやめよう
- 決められた頭数で、大事に飼おう

ルール２　登録しよう。

ルール３　持ち込むとき、申告しよう。

ルール４　持ち込める種類を確認しよう。

※　事前申告ができなかった方は、おがさわら丸に乗船する前に「申告窓口」で申告してください。

※　ペット条例登録済みのペットの場合、乗船日に「申告窓口」に飼養登録証を提示するだけでもOKです。

ペット

家畜等の産業目的の動物

学校教育・生態系保全等を目的に飼育される動物

＊ペットだけでなく、家畜等の産業目的や教育、福祉等を目的とする動物も対象となります。

小笠原諸島世界自然遺産に関する基礎資料集

PDFデータは
こちらから！
https://ogasawara-info.jp/

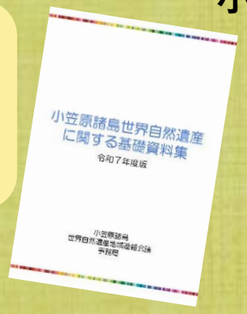

小笠原世界自然遺産だより第8号では、
令和7年度に実施した世界自然遺産関連事業の一部をご紹介しました。

令和7年度の事業成果等は、
「小笠原諸島世界自然遺産に関する基礎資料集ー令和7年度版ー」
として取りまとめております。

小笠原の自然を守るための取組についてご理解いただくためにも、ぜひご覧ください。

※基礎資料集は、小笠原世界遺産センターHPからダウンロード可能です。

表紙写真：姪島での殺鼠剤のドローン散布　環境省撮影（2025年）

◇◆お問合わせ先◆◇

環境省小笠原自然保護官事務所（世界遺産センター）
Tel/Fax：04998-2-7174/7175
（母島自然保護官事務所　3-2577）

東京都小笠原支庁土木課自然環境担当
Tel/Fax：04998-2-2167/2302

林野庁小笠原諸島森林生態系保全センター
Tel/Fax：04998-2-3403/2650

小笠原村環境課
Tel/Fax：04998-2-2270/2271

小笠原の自然を守るために

令和7年度の事業報告

令和7年度に実施した世界自然遺産に関する事業のうち、注目の取組をご紹介します

オガサワラカワラヒワの飼育繁殖に成功 @父島

ヒナ６羽が無事に巣立ちました

オガサワラカワラヒワは主に母島属島に生息し、ネズミ、ノネコ等の外来種の影響などにより近年、生息数が激減しており、日本で最も絶滅が危ぶまれている小笠原諸島の固有鳥類です。

東京都では、2021年9月から生息域外保全事業の一環として、生息域内から本種の野生個体を捕獲し、現在は父島島内や恩賜上野動物園において飼育繁殖に取り組んでいます。その結果、2025年春に初めて飼育個体が産卵・孵化し、父島施設で３羽、恩賜上野動物園で２羽が巣立ちました（このほか、父島島内のNPO法人小笠原自然文化研究所の施設でも１羽が巣立っています）。

引き続き、繁殖事例を重ねながら飼育繁殖技術の確立を目指し、都立動物園等と連携して生息域外保全に取り組んでまいります。

父島施設にて

恩賜上野動物園にて

東京都

母島北部におけるノネコ対策 @母島

アカガシラカラスバトの営巣環境を保全するために！

母島における再生可能エネルギー100％の実証事業は、景観や野生生物等に配慮して進めてきましたが、工事期間中、実証地周辺においてアカガシラカラスバトの営巣放棄などが確認されました。この背景としては、近年、母島南部においてノネコの捕獲が進められたことで、この地域にハトの繁殖地が集中し、実証地周辺でのハトの繁殖活動が活発化したことが要因ではないかと考えられています。

そこで、アカガシラカラスバトの母島個体群全体の保全を図るため、島北部（石門周辺）におけるノネコの捕獲事業を令和7年度から3年間の予定で開始しました。

ノネコ対策は年に3回、1回につき5日間程度で石門周辺にカゴ罠を10基設置してノネコの捕獲を行い、捕獲されたノネコは小笠原ネコプロジェクトのルートを活用し、本土へ搬送します。今年度は５頭のノネコを捕獲しています。これらの対策を通してアカガシラカラスバトの営巣環境が確保されるよう努めていきます。

小笠原村

民有林と足並みを揃えた外来種対策の推進 @母島

在来種の森を広げていく取組

公益的機能維持増進制度は、国有林に隣接または介在する民有林について、民有林所有者と国が協定を締結し、国が国有林と民有林を一体的に森林整備・保全するものです。これまでも、本制度を活用し、父島の傘山地域において外来植物の駆除を実施しております。

このたび、母島南端の南崎地域において、民有林の土地所有者から外来植物駆除の承諾が得られ、７年間の新たな協定を締結しました。協定初年度となる令和７年度には、ギンネムやシマグワなど、約2,500本の外来植物の駆除（薬剤注入等）を実施しました。

今後も、本協定等を活用し、国有林と民有林が一体となって外来種対策を進めることで、在来種の森の保全・再生に取り組んでいきます。

外来種駆除後に育つ在来種の若木

南崎公益的機能維持増進協定の森

林野庁

ドローンによる殺鼠剤散布技術の開発 @姪島

海上流出リスクを低減した 殺鼠剤の空中散布

小笠原諸島では、様々な方法で殺鼠剤の散布が行われてきましたが、手撒き散布では、離岩礁や急傾斜地といった人が立ち入れない場所への散布が困難で、ヘリコプターでの散布では、海上への殺鼠剤流出が課題となっています。

これらを踏まえ、海上流出のリスクが高い場所で殺鼠剤を散布するために、ドローンを使った殺鼠剤散布技術を開発しています。令和7年8月には、東京都がネズミ対策を進める姪島において、手撒き散布ができない場所でドローンによる殺鼠剤の空中散布試験を行いました。

今後も、今年度の事業の中で得られた課題の解決を進め、母島属島のネズミ対策に取り組んでいきます。

環境省

他にも、小笠原の自然を守るための取組をたくさん実施しました！